

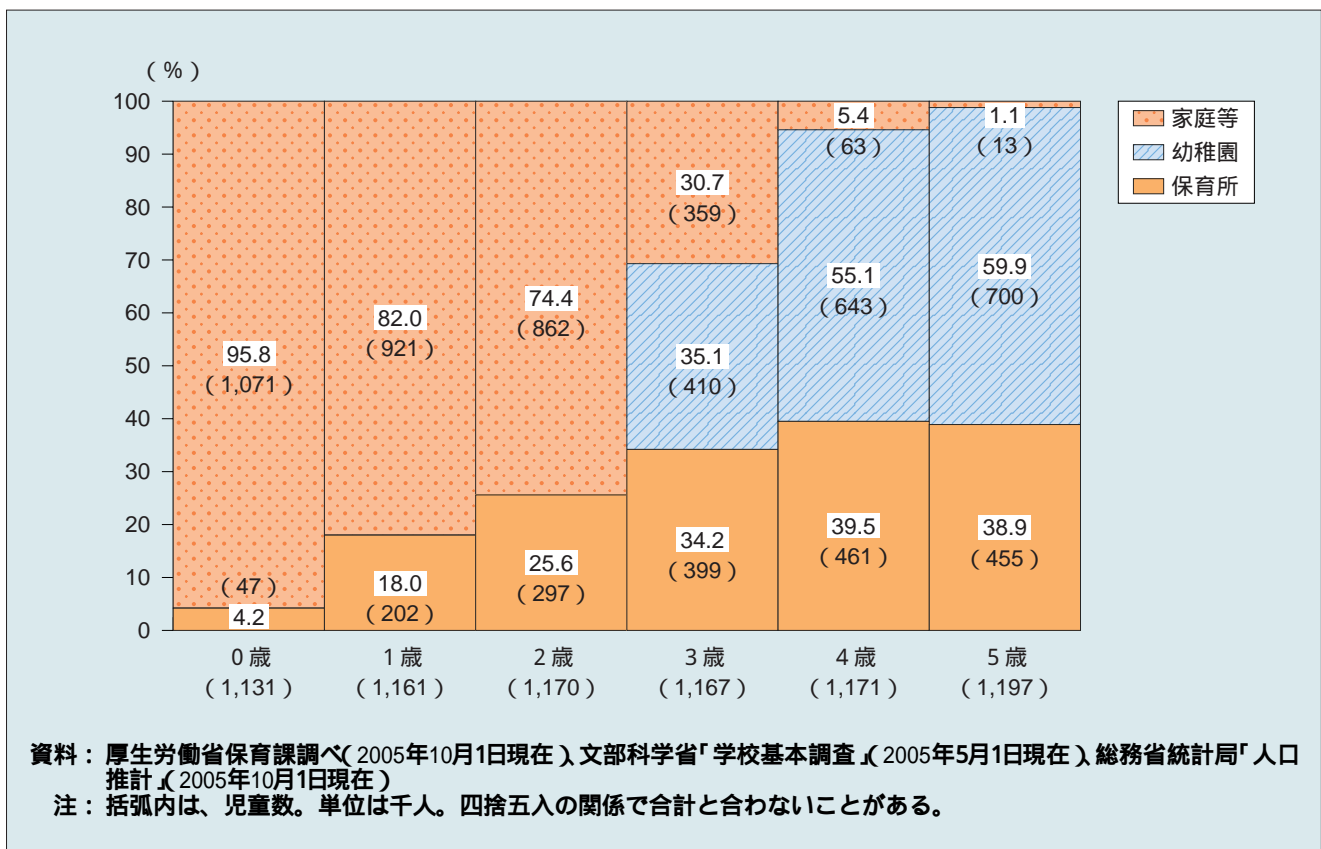
4 地域の子育て支援拠点の整備 (在宅育児が中心の乳幼児期)

乳幼児期の子どもの居場所をみると、第1 - 3 - 11図のとおり、0歳児では全体の96%と、ほとんどの子どもが家庭内で親により育てられている。1歳、2歳になるにつれて、保育所の利用が増え、2歳児では4分の1は保育所を利用しているが、0～2歳児全体でみると、その85%は家庭において育児が行われている。3歳児になると、幼稚園の割合が高くなり、4歳児、5歳児では、幼稚園と保育所をあわせると、95%の子どもはこのいずれかに通っていて、これらの施設を利用しない育児は例外的となる。

3歳未満児の85%が家庭で主に母親の手で育

児されている現状をみると、家庭の中だけでの孤独な育児とならないように、いわゆる専業主婦の家庭も含め在宅育児に対する支援が必要である。孤立した子育てによる不安感や負担感の解消のために、親子が気軽に集える場としてのつどいの広場等の事業が重要である。また、保育所による一時預かりやファミリー・サポートセンター等の事業の拡充が必要である。「子ども・子育て応援プラン」では、地域における子育て支援拠点(地域子育て支援センターやつどいの広場)を2009(平成21)年度までに6,000か所整備、ファミリー・サポート・センターを710か所設置することを目標にしている¹⁴。

第1 - 3 - 11図 就学前児童の居場所



14 地域子育て支援センターとは、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため、保育所等において、育児不安についての相談指導、子育てサークルへの支援等を行うもの。つどいの広場とは、概ね3歳未満の乳幼児とその親が気軽に集まり、相談、情報交換、交流等を行うもの。ファミリー・サポート・センターとは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、保護者の病気や急用等の場合の子どもの預かりや保育施設までの送迎等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。

（地域における子育て支援サービスの充実）

市町村における各種子育て支援事業の現状は、第1-3-12図のとおりである。

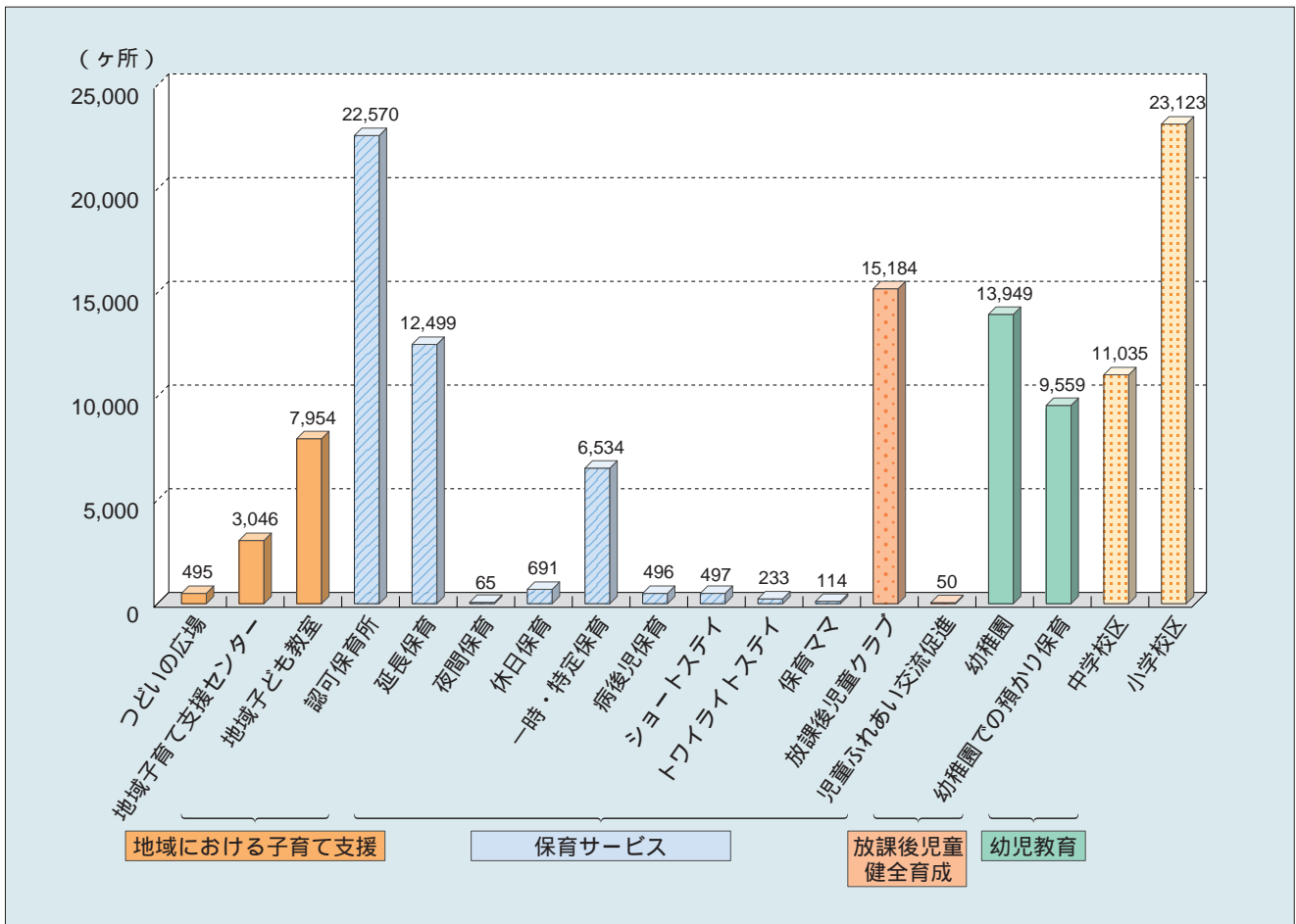
2期にわたるエンゼルプラン、2002（平成14）年度からの「待機児童ゼロ作戦」に基づき保育サービスを中心に地域における各種子育て支援サービスの拡充が図られてきている。しかし、保育ニーズの増加等により、どこでも十分にサービスが行きわたっている状況にはない。小学校区はもちろんのこと、中学校区のレベルにおいても、地域子育て支援センターやつどいの広場等の子育て支援施設がひとつもないところがあり、在宅育児を支援する環境はまだ不十分であるといわざるを得ない¹⁵。子育て中の親がベビーカーを押して歩いていけるような場所に支援施設が存在するなど、身近なところでの支援

の充実が重要である。

まず、待機児童ゼロ作戦についていえば、2002年度から2004（平成16）年度までに15万人の受入れ児童数の増加を計画し、保育所や幼稚園の預かり保育等を活用して、実際に3年間で15万6千人の増加が図られた。これにより保育所入所の待機児童数は2003（平成15）年度から3年連続で減少している。ただし、まだ都市部を中心に約2万人の待機児童が存在する。

子どもの一時預かりに対する需要に対しては、保育所による一時保育やファミリー・サポート・センター事業があるが、後者は全国で448市町村の実施にとどまっており、拡大が必要である。病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、障害児保育等に対する需要にも応えていく必要がある。

第1-3-12図 市町村における各種子育て支援事業の現状



15（財）こども未来財団の「平成15年度子育てに関する意識調査」によると、子育て中の父母の4分の3が、子育てへの地域や社会の支援は不十分であると答えている。

新しい少子化対策では、「全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充」として、つどいの広場や一時預かり施設等の身近な場所への設置を促進するほか、待機児童ゼロ作戦の更なる推進を図り、5年後には待機児童ゼロを目指すこととしている。また、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、障害児保育等の拡充を図ることとしている。

（認定こども園の活用）

2004年度から、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の検討が進められてきたが、2006（平成18）年6月、国会で「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が成立したことにより、本年10月からこの法律に基づき、「認定こ

ども園」制度が施行されている。

認定こども園とは、幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育、保育を一体的に提供する機能、子育て相談や親子の集いの場の提供等、地域における子育て支援を実施する機能を備えて認定基準を満たし、都道府県から認定を受けた施設である。いわば幼稚園と保育所の双方の機能をあわせもった施設であり、保育に欠ける子も欠けない子も受け入れることとなる。また、利用手続きは利用者と施設との直接契約である。

認定こども園の類型としては、「幼保連携型」（認可幼稚園と認可保育所とが一体的な運営を行うもの）、「幼稚園型」（認可幼稚園が保育所的な機能を備えるもの）、「保育所型」（認可保育所が幼稚園的な機能を備えるもの）、「地方裁

コラム 大学における託児施設設置の動き

少子化の進行により、大学を受験する18歳人口が年々減少し、大学経営にとって厳しい時代を迎えている。一方で、大学院の定員の拡大や社会人学生の増大などから、子どもを持つ学生も増える傾向にある。

こうした状況を反映して、大学が託児施設（保育所）を設置する動きがみられるようになった。たとえば、千葉大学（千葉市稲毛区）では、本年4月から大学直営の「やよい保育園」を開設している。現在当園の利用者は、社会人学生（女子）、留学生（男女）、教職員（男女）である。大学側は、保育環境を整えることで優秀な女性研究者が集まり、大学全体の教育研究の質の向上が図られることを期待している。このほか、名古屋大学（名古屋市千種区）や、北海道大学（札幌市北区）、東北大学（仙台市青葉区）、お茶の水女子大学（東京都文京区）、早稲田大学（東京都新宿区）等で、保育所が設置されている。

また、昭和女子大学（東京都世田谷区）では、従来あった職員宿舎を改造して、昨年（2005年）11月から、保育所「昭和ナースリー」を開設している。定員は30名で、職員は12名、副学長が理事長であるNPO法人が運営している。大学職員の子どもや学生の子どもはもちろんのこと、地域に開かれている点に特徴がある。大学が地域社会に貢献するための具体的な行動と位置づけており、同大学の施設では、世田谷区の委託を受けて、つどいの広場「スキップ」も開設されている。

託児施設を設置して、子育て支援の場を提供しながら、学生の研究にも役立てようとする動きもみられる。たとえば、東大阪大学（大阪府東大阪市）の「子ども研究センター」や、甲南女子大学（神戸市）の「甲南子育てひろば」、梅光学院大学（山口県下関市）の「ほっとみーる」などがある。

このように大学が託児施設を設置・運営等を行うことは、社会人学生の受け入れ促進、学生・職員等の学習・仕事と育児の両立支援になるばかりでなく、キャンパス内に乳幼児の姿がみられることは、一般の学生にとっても乳幼児にふれる機会が増え、子育てに関心を持つようになる等、大学が行う少子化対策として注目される。

量型」(幼稚園・保育所いずれの認可もない施設で、認定こども園としての機能を果たすもの)がある。

認定こども園制度の施行により、乳幼児の保護者の多様なニーズに応え、幼稚園・保育所の枠組みを越えた柔軟な対応が行われることが期待されている。

5 子どもと一緒にいる時間の拡大 (子育てを母親まかせにする日本の父親)

わが国の子育ての実情をみると、子育てに費やす時間、行っている具体的な世話(食事の準備・片付けや子どものおむつや排せつの世話、日常生活上のしつけ等)、夫婦間の役割分担のいずれをとってみても、母親(妻)が主体となっている。(財)こども未来財団の「平成15年度子育てに関する意識調査報告書」(2004年12月)によれば、子育て中の父母は、子育ての役割分担として、妻が6割、夫が4割を理想とする人が最も多いが、実態は妻が8割、夫が2割という認識が最も多くなっている。育児を行っているという夫自身の自己評価に対して、妻からの評価は総じて低い。他の国々をみても、育児では、夫よりは妻が主体となっているが、わが国の場合、妻に依存している傾向が極端である。

国立女性教育会館の「平成16年度・17年度家庭教育に関する国際比較調査」によると、日本の父親が平日に子どもと過ごす時間は3.1時間と、調査対象6か国(日本、韓国、タイ、アメリカ、フランス、スウェーデン)の中で韓国(2.8時間)に次いで短い。母親が子どもと過ごす時間をみると、日本は7.6時間で、6か国中最も長く、父親との差は4.5時間で6か国中最大となっている。

家事や育児の参加状況をもみても、たとえば食事の世話について、スウェーデンでは父親のほ

ぼ2人に1人が行うのに対して、韓国では5人に1人、日本では10人に1人と最低の割合となっている。しつけをする父親の割合も6か国中、下から2番目の低率となっている。日本の場合、子育てを母親にまかせがちな状況が浮き彫りとなっている¹⁶。

日本の父親が子どもと過ごす時間が短いことの主たる理由として、6か国中最も長い労働時間(1週間当たりの平均労働時間48.9時間)があげられる。父親の半数(53.4%)が、1週間に49時間以上働くと答えており、調査対象の6か国中トップとなっている¹⁷。労働時間が長いことや職場での付き合い等から、帰宅時間が遅くなり、子どもとのコミュニケーションの時間がとれなくなっている。

このように父親が子どもと一緒に過ごす時間が短いということは、子どもの成長にとっても、父親が子育ての喜びを享受するという面からも問題がある。実際、父親自身もこうした状況は望ましくないと考えており、同調査では、父親の約4割が子どもと接する時間が短いことに悩んでいる。1994(平成6)年の調査では「子どもと接する時間が短い」と悩む父親は27.6%であったのに対し、今回の調査では41.3%に増加している。

(男性の育児参加の拡大の必要性)

子どもは、大人の眼からみると、生まれてからめざましい速さで成長していく。最初は目も見えなかったのが見えるようになり、首がすわり、やがてハイハイから立ち上がり、歩き始め、そのうち言葉を覚え、保育所または幼稚園に通い、続いて小学校入学と、大人の時間感覚からすると短期間のうちに成長する。こうした子どもの成長の大事な時間を、20代から30代の若い父親達が長時間労働のため子どもと共有できないというのは、大変残念なことであろう。前述したとおり、

16 夫婦の子育てについて、わが国では母親(妻)に依存していることは、第5章で紹介する日本、韓国、アメリカ、フランス、スウェーデンの5か国の国際意識調査結果でもあらわれている。

17 『平成18年版厚生労働白書』によれば、2004年の60時間以上働く人の割合は、25~29歳、30~34歳及び35~39歳で5人に1人以上となっている。